

国立大学に対する予算の充実を求める声明
—第3期中期目標期間に向けて—

平成27年6月1日

国立大学法人弘前大学 経営協議会学外委員（50音順）

青 山 祐 治（青森県副知事）
岡 井 眞（岡井公認会計士事務所所長）
加 藤 丈 夫（国立公文書館長）
櫛 引 利 貞（カネシヨウ株式会社代表取締役社長）
熊 地 貴 志（みちのく銀行取締役兼専務執行役員）
島 康 子（NPO 法人ぷらっと下北代表）
永 澤 弘 夫（弘前商工会議所会頭）
米 田 洋 次（株式会社東奥日報社弘前支社長）
吉 田 悦 子（株式会社ファーストインターナショナル取締役 GM）

私たちは、国立大学の法人化以降、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、大学経営に関する重要事項の審議に参画し、弘前大学に対する「社会の目」として役割を果たしてきました。

また、国立大学法人法が改正され、経営協議会において学外委員を過半数とすることになったことは、私たちのこれまでの「社会の目」としての役割が認められたと同時に、私たちに国立大学法人の経営に対する責任をこれまで以上に求めているのだと認識しています。

その立場から、これまでの国立大学に対する運営費交付金などの予算削減、また今般の政府等における国立大学、とりわけ運営費交付金の配分に係る議論をみていると、これからの第3期中期目標期間における地方国立大学の存立を危惧せざるを得ません。

運営費交付金は、法人化以降11年間で1,470億円の削減（弘前大学は約16億円の削減）が行われました。各大学は、業務の効率化や節約、附属病院収入の増、競争的資金や寄附金等の外部資金獲得の増加を図り、教育研究の質の劣化を招くことのないように努めてきましたが、そうした努力も限界に達しつつあります。

このような状況下で、現在、全国の国立大学は、「国立大学改革プラン」や「ミッションの再定義」等、国の目指す大学改革の方向性を踏まえ、各大学の有する強みや特色、社会的役割を中心として、大学の機能強化に取り組んでいます。

弘前大学においても、学長のリーダーシップの下、第3期中期目標期間へ向け「弘前大学将来ビジョン」を策定し、教員養成の質的充実、理工学系・農学系人材の育成強化、グローバル化の推進を柱とする学部改組、学士課程教育との連続性を意識した大学院教育の

充実等を着実に進めるとともに、地域活性化の中核的拠点を目指し、青森県や弘前市をはじめ県内の行政機関や経済団体・企業との連携・協力の下、地域の産業・生活・社会システムに新たな「人財」を育成する取組（COC 事業）を積極的に進めています。今後も基盤的経費である運営費交付金の削減が続けられるならば、こうした改革の失速を招き、地方及び国が期待する国立大学の地域への貢献も残念ながら極めて困難となることが予測されます。

このため、平成 28 年度からの第 3 期中期目標期間を迎えるに当たって、弘前大学をはじめ全国の国立大学が期待される役割を十分に発揮し、日本や国際社会の未来を築く存在であり続けるためにも、基盤的経費である運営費交付金の削減に歯止めをかけること、また基盤的経費（運営費交付金）と競争的資金とを合わせた総額を拡充することをここに強く要請します。

あわせて、地方創生の中核を担う国立大学として、その責務を果たせる安定的な財政支援の方針が確立されますよう、重ねてここに要請いたします。